

平成26年2月28日

## 特例措置及びインフレスライド条項の対応について

### 1 概要

平成26年1月30日付けで「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成25年度当初の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、東京都では約7.3%上昇となりました。

また、国では新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、予定価格への新労務単価の早期適用と平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価に基づいて予定価格を積算した工事に関しても、新労務単価に基づく契約に変更する協議を行える特例措置を定め、地方自治体においても、この特例措置を参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

さらに、既契約中の工事のうち一定の要件を満たすものに関しては、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を運用することとし、同じく要請しているところです。

本市では、これら国の要請を踏まえ、平成26年2月27日より下記のとおり特例措置及びインフレスライド条項の運用を実施することとなりましたので、お知らせします。

### 2 特例措置

#### (1) 内容

受注者は、工事請負契約約款第53条の規定により、旧労務単価を適用した契約について、新労務単価を適用した契約に変更するための、契約金額の変更の協議を請求することができる。

#### (2) 対象工事

平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価に基づいて予定価格を積算しているもの。

#### (3) 契約変更金額の算出方法

次の方式により変更後の契約金額を算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

#### (4) 請求期限

工期末が平成25年度内の工事の場合は工期末の15日前（土日は含まない。）までとし、それ以外の工事の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。

### 3 インフレスライド条項

#### (1) 内容

受注者は、工事請負契約約款第25条第6項の規定により、出来高確認後、変動前残工事金額に対する変動後残工事金額との差額を契約変更の対象として、契約金額の変更の協議をすることができる。

#### (2) 対象工事

平成26年2月1日が工期内にあり、受注者がスライド請求を書面により提出した日（以下「請求日」という。）から工期末までの期間が2か月以上あるもの。

なお、対象工事の受注者には、財務部契約課より別途通知を行う。

#### (3) 請求期限

スライド請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準（公共工事設計労務単価）の変更がなされるまでとする。

#### 受注者の皆様へ

受注者の皆様におかれましては、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

<問い合わせ先>

財務部契約課工事契約担当（直通 042-620-7215）